



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1184	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課)..... 1
1185	保安林予定森林	(森林整備課)..... 2
1186	公共測量の実施	(技術調査課)..... 2
1187	〃	( 〃 )..... 3
1188	電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路保全課)..... 3
1189	宅地建物取引業法による聴聞	(建築住宅課)..... 3

## 告 示

### 和歌山県告示第1184号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジュンテンドー野上店  
和歌山県海南市野上中字寺中501番外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚正  
島根県益田市遠田町2179番地1
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚正  
島根県益田市遠田町2179番地1
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年6月6日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,179㎡
- 駐車場の収容台数  
51台
- 駐輪場の収容台数  
16台

- 8 荷さばき施設の面積  
49.5㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
9.9㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時  
閉店時刻 午後9時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午後9時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
令和4年10月5日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課(和歌山市湊通丁北一丁目1番地の4)  
海南市まちづくり部産業振興課(海南市南赤坂11番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和4年10月25日から令和5年2月27日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第1185号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市新庄町字稲妻948の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1186号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき宮内庁書陵部陵墓課長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年10月7日から令和5年3月10日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市和田地内（竈山墓）

**和歌山県告示第1187号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和4年10月21日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域 和歌山県西牟婁郡白浜町中外地内

**和歌山県告示第1188号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線 泉佐野岩出線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
岩出市根来字洞尾1628番2地先から同市中迫字塚本169番3地先まで	3,500.00	上下線

**和歌山県告示第1189号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

令和4年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 日時 令和4年11月9日（水）午後2時から
- 2 場所 和歌山県和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館10階 10-A会議室
- 3 被処分者（宅地建物取引業者）
  - (1) 商号 前野不動産
  - (2) 代表者氏名 前野浩一
  - (3) 事務所所在地 和歌山県有田市初島町浜86-2
  - (4) 免許証番号 和歌山県知事（3）第3626号
  - (5) 免許年月日 令和2年1月20日